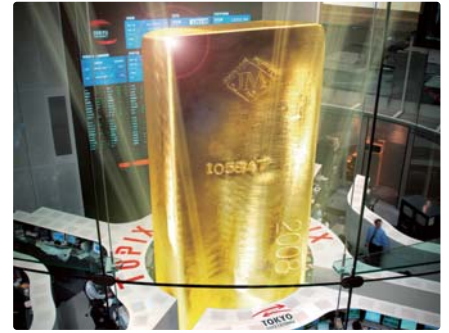
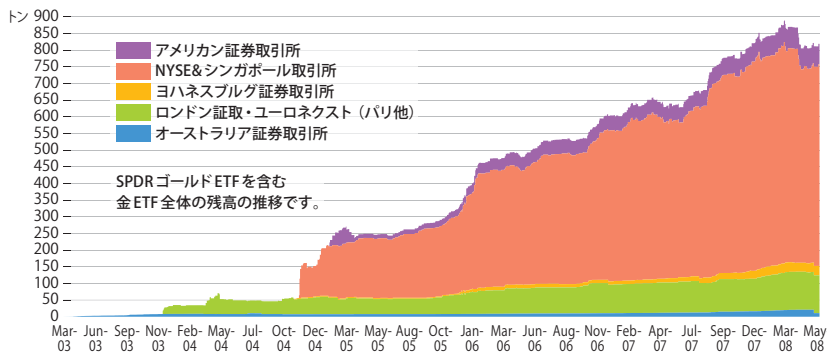


金を東証で売買する。 日本初の金現物ETF、登場。

優れた価値を持つ金は全世界で受け入れられており、資産を保護する有効な手段になります。最も重要なのは、伝統的な資産クラスや主要な経済変数との相関度が低く、あるいはマイナスであるとされるため、資産を分散するために利用されてきた点です。分散ポートフォリオを構築する際に利用すれば、金はポートフォリオ全体のリスクを低減する潜在性を有し、最終的に投資家の財産を保護する役割を果たす可能性があります。

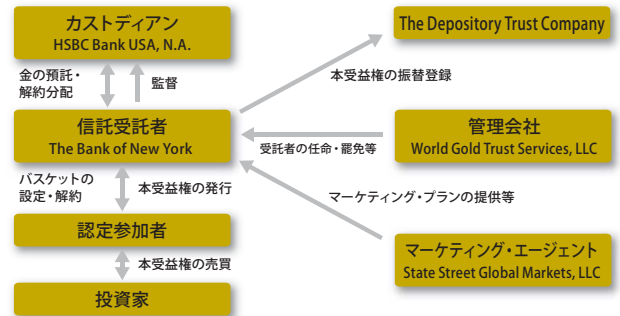


金ETF残高の推移 (2008年6月13日現在)



直近のデータを確認される場合はSPDRゴールドETFwebサイト www.spdrgoldshares.com/#japan をご覧ください。

SPDR(スパイダー)ゴールドETF購入の流れ



上記図は、米国における本受益権の取引を前提として記載しております。認定参加者は米国にのみ所在しており、日本の投資家は日本の証券会社を通じ既発行の本受益権を市場から購入することになりますのでご注意ください。

商品の特色	
投資へのアクセス	東京証券取引所に上場
商品性	SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)は信託の割合的な未分割の受益権であり、主な資産は金に配分(または金で確保)されています。SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)の価値は、信託が保有する金の価値(ロンドン午後金値決め[London PM Fix])に直接連動し、金の価格変動はSPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)への投資に重大な悪影響を及ぼし、元本損失が生ずる可能性があります。その他の投資リスクにつきましては、「SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)の投資リスク」をご参照ください。
流動性	信託の仕組みは市場の需要に応じてバスケットを組成し、償還が可能のため、流動性が期待できます。
透明性	金地金は全世界で24時間取引されている店頭市場があり、市場データを直ちに入手できます。SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)の価格、保有状況、基準価格、そして金地金相場全体の市場データは www.spdrgoldshares.com/#japan で毎日追跡できます。
柔軟性	SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)は証券取引所に上場しており、普通株と同様に取引されています。SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託)は証券取引所で営業日取引時間中、時価で継続的に売買できます。さらに成行、指値、逆指値注文も出せます。
コスト効率	多くの投資家にとっては、SPDRゴールドETF(金現物拋出型上場外国信託) 関連の取引費用は金現物を購入、保有、保護する費用を下

基礎情報		(2008年9月現在)
銘柄名	SPDR(スパイダー)® ゴールドETF (SPDR® Gold ETF) (正式名称: SPDR [スパイダー]® ゴールド・シェア [SPDR® Gold Shares])	
銘柄コード	1326 (新証券コード 584127000)	
連動対象となる商品の価格	金地金価格(ロンドン午後金値決め [London PM Fix])	
ファンドの財産内容	金、現金(※1)	
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所: NYSEアーカ取引所、メキシコ証券取引所、シンガポール証券取引所)	
上場日	2008年6月30日	
売買単位	1口	
販売手数料	取扱会社が定める手数料とします。 ※詳しくは、取扱会社にお問い合わせください。	
信託費用	信託にかかる費用は関係者ごとに以下があります。 (1) 管理会社(外国投資信託の管理会社に相当): 調整済純資産価額(※2)の0.15%に相当する年率で日々発生しますが、減額される場合があります。 (2) 信託受託者(受託者): 調整済純資産価額の0.02%に相当する年率で日々発生します。(年間の上限は200万ドル、下限は50万ドル) (3) マーケティング・エージェント: 調整済純資産価額の0.15%に相当する年率で日々発生しますが、減額される場合があります。	
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで	
分配金	本受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません(※3)。	
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー	
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク	
マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケティング・エルエルシー	
カストディアン	HSBC銀行USA	
取り扱い	全国の各証券会社	

(※1) 現金は、本信託の費用に充てられるために保有されます。
(※2) 「調整済純資産価額」とは、各営業日の評価時刻において、受託者が信託約款に従って決定した金の価値および本信託の他のすべての資産(準備口座に貸記されている金額を除きます。)の合計から、本信託の発生済みとして見積もられているが未払いの手数料(調整済純資産価額を基準として計算された手数料、または本信託が保有する金の価値を基準として計算されたカストディ手数料を除きます。)、費用およびその他の債務のすべて差し引いて得られる値をいいます。
(※3) 分配金を支払う場合は、以下の2つの状況に該当することとなった場合のみ、分配のために受託者が定めた基準日の保有者に対して支払われます。
(1) 受託者および管理会社は、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12ヶ月間の費用の見積額

を上回り、その超過額が残存する本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。
(2) 本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務もしくは将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。
(※4) マーケティング・エージェントは、本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、マーケティング資料の作成、マーケティング計画の実行、ETF調査レポートの作成、「SPDR」の商標のサブライセンス付与の業務を行っています。
(※5) 本信託の金の保護預かりを行います。

SPDRゴールドETF（金現物拠出型上場外国信託）の投資リスク

- (1) 本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値に直接連動し、金の価格変動は本受益権への投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 本受益権は、本受益権1口当たりNAV（純資産価額）と同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあり、本受益権1口当たりのNAV（純資産価額）に対する取引価格のディスカウントまたはプレミアムの幅は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じでないことにより広がる可能性があります。
- (3) 本信託は費用の支払のために金を売却するため、金価格の変動に対応して本受益権の取引価格が上昇するか下落するかは無関係に、継続して各本受益権により表章される金の数量が減少します。
- (4) 金価格が下がっている時に費用支払のために本信託が金を売却する場合、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (5) 本信託からのバスケットの購入に関連した金市場での購入活動により、一時的な金価格の上昇を招く可能性があります。この上昇により本受益権への投資が悪影響を受ける可能性があります。
- (6) 本受益権保有者は、1940年投資会社法の下で登録されている投資会社の持分に関連する保護またはCEA（1936年米国商品取引法）により認められた保護を与えられていません。
- (7) 本信託は、本受益権保有者にとって不利な時に終了および清算を必要とする可能性があります。
- (8) 一定の場合に、解約請求が受託者により延期、停止または拒絶される可能性があります。
- (9) 本受益権保有者はその他一定のピークルの投資家が享受する権利を有していません。
- (10) 本受益権への投資はその他の金への投資方法と競合することで悪影響を受ける可能性があります。
- (11) 金融危機により金の大量売却の動機が働く可能性があり、これにより金価格が下がり、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。
- (12) 公的部門による金の大量売却により本受益権への投資に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (13) 7年間の報酬減額期間（信託約款の日付後7年間またはマーケティング・エージェント契約が期前終了されるまで）が終了または満了した場合、本信託が支払う通常の運営費用の見積額は増加する可能性があり、これにより本信託のNAV（純資産価額）はより急速に低下し、本受益権の投資に悪影響が生じる可能性があります。
- (14) 本信託の金が紛失、損傷、盗難に遭うかまたは接近が制限される可能性があります。
- (15) 金が紛失、盗難または破損した場合に、本信託が十分な回復財源を有していない可能性があり、詐欺の場合であっても、回復額が詐欺が発覚した時点の金相場に制限される可能性があります。
- (16) バスケットの設定に関係して本信託に配分された地金は、ロンドン・グッド・デリバリー基準（金取引の決済において交付される金地金に関するLondon Bullion Market Association [LBMA] の基準）を満たさない可能性があり、バスケットがかかる金を裏付けに発行される場合、本信託は損失を被る可能性があります。
- (17) 受託者または本カストディアンのもいずれも、本信託の金を本カストディアンのロンドンの金庫に輸送するまで一時保有することのあるサブカストディアンの活動を監督または監視しないため、サブカストディアンが本信託の金の保管に当たり適切な注意義務を行っていない場合には、本信託に損失が生じる可能性もあります。
- (18) 受託者および本カストディアンによるサブカストディアンの提訴は制限される可能性があり、これによりサブカストディアンが本信託の金を保管する際に注意義務を果たさなかった場合に本信託が損失を被る可能性が高まります。
- (19) 本信託の非特定金口座および認定参加者の非特定金口座で保有される金は、本カストディアンの資産から分離されません。本カストディアンが倒産する場合、その資産は、本信託または認定参加者による請求に応じるのに不足する可能性があります。さらに、本カストディアンが倒産する場合、本信託の特定金口座で保有される金地金を特定する際に遅延および費用が発生する可能性があります。
- (20) バスケットの発行に際し、受託者は、本カストディアンから受領した一定の未確認の情報に依拠します。かかる情報に誤りがあることが判明した場合、バスケットは、本信託への預託を必要とする金の数量に過不足のある数量の金と引き換えに発行される可能性があります。
- (21) マーケティング・エージェント、認定参加者および本受益権2,300,000口の当初公募に関係した一定の当事者を一定の債務について管理会社が補償できなかった場合に補償する本信託の義務は、本受益権の投資に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (22) 本信託に関連する知的財産権に関して競合する請求権が、本信託および本受益権への投資に悪影響を及ぼし得ます。

その他の留意事項

- 当資料は、作成時における本受益権の概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本受益権は値動きのある金を投資対象としますので、連動対象である金価格の変動、本受益権の流動性の低下その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。
- 本受益権の売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、および本受益権の有価証券報告書その他の開示書類の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分にご理解いただいたうえで、ご自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 当資料は、2008年9月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、当資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。マーケティング・エージェントは、当資料および当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用または損害等の一切について責任を負いません。
- 当資料の一切の権利はマーケティング・エージェントに属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。